

# 支える人を支える 京都の 福祉

『京都の福祉』は福祉関係者に福祉の課題や情報を提供する  
「京都府社会福祉協議会」(府社協)が発行する広報誌です

2022  
12月号  
no.604

▼4ページ  
特集・座談会 ヤングケアラーへの支援を考える



●今月の「ふくしびと」は高井陽南さん ▼11ページ  
●京都府知事と社会福祉関係者との懇談会を初開催 ▼2ページ

もえくさ



T.Y

🌱 令和2年3月25日に、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業や失業等により収入の減少があった世帯の生計維持を目的とした緊急小口資金等特別貸付が始まった。

🌱 貸付制度の適用当初は、他の制度施策が整うまでの緊急対策と考えられていたが、その後、10回の受付期間延長を繰り返し、令和4年9月30日に緊急小口資金等特別貸付は終了した。

🌱 本会はもとより、市区町村社会福祉協議会の皆さんの多大な協力があり、この2年半の間に、従来の生活福祉資金(通年)約80年分の貸付を行った。

🌱 また、本資金は、世帯に貸付けることとなっているが、京都府内の約3%の世帯に資金を貸し付けた。京都府内の生活保護率が約2%であることから、いかに多くの貸付が行われたかがわかる。

🌱 今後、膨大な償還事務が発生することになるが、その中で市区町村社会福祉協議会とともに、生活相談を中心とした社会福祉協議会の本来の活動を実施していきたい。

# 京都市知事と社会福祉関係者との懇談会を初開催

## 初めての知事との懇談会

長引くコロナ禍や最近の物価高騰の中、地域における社会福祉の課題や現場の生の声を届け、京都府の福祉や地域づくり政策に生かしてもらおうとともに、西脇隆俊京都府知事から京都府政の方針や福祉への思い等を聞かせていただく機会とするため、10月19日、京都府庁で京都府知事と府内の社会福祉関係者との懇談会を開催しました。

小畑英明京都府社会福祉協議会会長と西脇隆俊京都府知事からの挨拶の後、社会福祉協議会や社会福祉施設、当事者団体の皆さんが現場の状況や課題などを伝えました。

この後、西脇知事から出席者ひとり一人に対して丁寧なコメントをいただきました。

京都府社協では、今後ともこのような現場の状況や課題、京都府に支援をお願いしたいことを届ける場を設定し、京都府の施策と現場の実践をつなぎ、さらに充実した地域福祉の実現を目指してまいりますので、皆さん方のご支援ご協力をお願いいたします。



手話通訳者も交えた懇談会

## 社会福祉協議会関係者から

生活福祉資金特例貸付の償還が1月から開始されるが、コロナ禍に加え物価高騰が住民の生活に大きな影響を

受け、多くの悩みを聞いてきた。ボランティアの養成と研修が急務になっている。

老人クラブでは様々な地域活動を行っているが、一番の課題は会員数の減少。近畿でトップの補助金をもらっているが、今後とも継続して支援をお願いしたい。

## 西脇京都府知事から

福祉サービス利用援助事業について、利用ニーズに合わせた体制づくりをしっかり支援していきたい。生活福祉資金について、必要があれば緊急的に要望するなど対応していきたい。

福祉施設職員の給与については、3%引き上げられたが、引き続き国に対して働きかけをしていきたい。

踏切の問題については、道路管理者と鉄道事業者の協議が必要であるが、調整が整ったところから誘導ブロックの設置などの整備を進める。

子育て支援については、「新しい京都府総合計画」でも柱にしていきたい。物価高騰の影響で経営が厳しいという状況は、全ての業種に共通するが、



出席者ひとり一人にコメントする西脇隆俊京都府知事。

えており、償還には多くの課題が生じることが予想される。必要な支援につなげられるよう相談支援体制を構築していきたい。

福祉サービス利用援助事業により、認知症や障害者等判断能力が不十分な方々が、住み慣れた地域で生活できるように援助することは、社協にとって重要な事業であり、専門員の配置基準の見直しや生活支援員の処遇改善を図っていただくことが必要。

今なお、多くの方々が生活困窮に苦しんでおり、特に子ども食堂に対する支援が必要。

## 福祉施設関係者から

コロナ禍において、福祉職員は医療関係者とともにエッセンシャルワーカーと呼ばれたが、福祉職員の賃金は全産業平均と比較して大きな差がある。賃金が上がることで福祉人材の確保をはじめ、福祉全体の充実につながります。国への要望をよろしくお願ひしたい。

コロナ禍で全国の社会福祉法人の3分の1が赤字の状態に陥っている。今

国の総合経済対策の内容を見ながら、きめ細かく対応していきたい。

安心して暮らしていただくためのグループホームの整備は必要であり、成年後見制度については京都府としてもしっかりPRに努めたい。ひとり親家庭については相談窓口に行く時間や知識、余裕がないという話も聞いている。難しい課題もあるが、現状を聞きながら進めていきたい。精神障害者の福祉医療制度について

年は物価高騰もあり、さらに厳しい状況が予測される。利用者への価格転嫁を避けたいので、京都府としても交付金の活用など支援をお願いしたい。

知事が掲げている「子育て環境日本一」について、我々も一緒に取り組んでいきたい。保育のクオリティ、安心安全や専門性を高めていきます。

福祉施設の格差が広がっており、団体でも格差解消に取り組んでいるが、行政のサポートをお願いしたいです。

## 社会福祉団体関係者から

京都府において「障害のある人もない人も共に安心していきいきと暮らしやすい社会づくり条例」の制定や障害者の文化芸術、スポーツの振興に支援をいただいているが、我々自身も障害者差別の解消やノーマライゼーションの浸透に向けて活動を進めていきたい。なお府道に設置された踏切の歩道整備や誘導ブロックの設置など交通安全対策の推進や障害者が健常者と同等のコミュニケーションが保障できる環境づくりをお願いしたい。

障害のある子どもを持つ親は、親子後の支援を一番の課題に感じています。グループホームの建設促進や成年後見制度の利用促進、家族ケアへの支援が不可欠です。

精神障害者は生きづらさ、生活のしづらさを常に抱かれ、ケアも親が高齢化している中で、子どもや兄弟にも広

は、支援のあり方を検討しており、まずは制度面の課題の整理などを行いたい。

京都府の自殺ストップセンターの電話相談も今年から年中無休にした。いのちの電話と連携しながら一緒に取り組んでいきたい。

老人クラブの会員や民生児童委員のなり手の問題について、多様な働き方が進められているので、いろいろな工夫をするなど、お互い考えていきたい。

## 府議会特別委員会でコロナ禍の地域課題を報告

10月3日に開催された京都府議会府民の安心・安全な暮らし特別委員会に、京都府社協の中井敏宏常務理事が参考人として招致され、コロナ禍で顕在化した地域課題とその対応について報告しました。

報告では、コロナの感染拡大により、高齢者や障害者、非正規労働者やひとり親家庭等で生活困窮や孤立が広まっていること、福祉施設では利用控えによる減収、職員の精神的な負担感の長期化、人員不足がみられること、地域福祉活動やボランティア活動が停滞したことなどにふれました。

その上で、こうした中でも、福祉施設では使命感をもって利用者や家族の生活を支え続けていること、地域では社協や住民が工夫し

て見守りや交流活動等を行っていることを紹介。また、府社協においては、生活福祉資金のコロナ特例貸付（約11万4千件、470億円）通年の80年分）や子ども食堂・居場所づくりの支援、絆ネット・わかプロジェクトによる見守り活動等の支援、地域福祉権利擁護事業などに取り組んでいることを報告しました。

生活困窮や孤立・孤独への対応とともに、福祉によるまちづくりが大切であると述べ、京都府社協として、当事者、地域福祉（市町村社協、民生児童委員、NPO、ボランティア、地域住民）、施設福祉の3つをしっかりとコーディネート、コネクト、サポートしていきたいとし、報告を終えました。

特別委員会の内容は、京都府議会のホームページで動画配信されています。ぜひご覧ください。

がっている。精神障害者の福祉医療制度の実現をお願いしたい。

母子寡婦の8割は就労しているが半数以上は非正規雇用であり、コロナ禍で雇止め等収入が減少しているのが現状。子どもの居場所を通じた食料品や日用品の提供は喜ばれており、保育の無償化やあんしん修学支援制度は助かっているが、通学費用や塾の費用の工面が大変という声がある。

京都のいのちの電話が発足して40年、これまで年中無休で約85万件の相談を



参加者の皆さん

# ヤングケアラーへの支援を考える

## はじめに

社会構造が変化する中、家庭や地域を取り巻く環境もめまぐるしく変化し、病気や障害のある家族の介護を行うヤングケアラーの存在が顕在化してきました。

京都府においても、令和3年度にヤングケアラーの実態調査を行い、令和4年度には京都府ヤングケアラー総合支援センターが設置されました。

ヤングケアラーの存在は知られるようになってきましたが、家族の身体的介助、精神面のサポート、兄弟の世話など家族のケアを日常的に行っていたり、思いや悩みを周りの人に相談しにくいという状況もあります。

ヤングケアラーが過度な負担を負うことで、遊ぶ権利、学ぶ権利など子どもの権利を侵害されたり、自分らしい生き方の確立の障壁や家族に対する罪悪感の芽生えなど、子ども自身の人生に大きな影響をもたらすことがあります。

ヤングケアラーへの支援として求め

られることは、子どもたちの周りにいる大人がヤングケアラーに早期に気づき、対応することです。福祉的なサポートが受けられる環境をつくらなければなりません。今回の座談会では、「福祉と教育との連携」をテーマに子どもたちと接する時間が長くヤングケアラーに気づく機会が多い教育現場の役割や相談機関等との連携のあり方、ケアを必要とする家族を含めた支援スタイル、ライフステージの変化に伴う切れ目のない支援のあり方など、様々な切り口から語っていただきました。本特集が、ケアラーを支援するケアについて進めていただく第一歩となれば幸いです。

京都府社会福祉協議会では、つながりを生かして誰もが尊厳を持って生きることができ、誰一人取り残さない社会を実現するため、教育現場と福祉関係者の連携を促し、地域や学校、社会全体でヤングケアラーを支援するケア活動に今後も取り組んでまいります。

## ヤングケアラーの課題について

——ヤングケアラーの課題はいろいろあります。今日は特に感じておられる課題について、それぞれの立場から教えてください。

**河西** 今日は、ヤングケアラーの当事者として参加しました。私は大きく二つの課題を感じます。一つめは、家族のケアをすることにより、ヤングケアラーにとって人生の基盤をつくる大事な時期に大きな影響が出ることで、小学校高学年の時に、母が統合失調症になり、中学3年間で悪化しました。それに伴い、私自身も高校生のおときに、会食恐怖症という、他者と会食することに強い不安を感じる対人不安の症状が出るようになりました。幸いこの症

状は、少しずつ改善に向かっていますが、自分が会食恐怖症にならないければ、今よりも広い人間関係がもてていたように思います。

二つ目は、「家族がケアをするもの」という捉えかたが厳然とあることだと思います。その背景には家族を大事にしないといけないという社会的な価値観を強く感じます。私自身、一人暮らしをする際に、自分の人生を生きることに家族を大事にしていけないのではないかと、いう後ろめたさや、残された家族に負担のしわよせが行ってしまうと罪悪感を感じました。実際、ケアを受ける人は、家族以外の人にケアをされることを望まない状況が多くあり、その家の子どもがヤングケアラーとなるのが、社会的にもその家族にとっても一番いいことになってしまう。もっとも、これはヤングケアラーに限らずケア全般

の問題でもあります。

**村井** ヤングケアラーは、家族を含んだ他者と、自分自身へのケアのバランスを欠いた状態だと捉えています。それにより様々な状況が起こります。ヤングケアラーは中高生というイメージをもっている人も多いですが、小学生に多い印象があります。

彼らは学校や役所といった相談先を含む日常から困ったことを相談しても変わらない。報われないという経験をしているため、他者には相談しないことが多い。自分で解決しなければと考えがちです。

どうして他者に相談しないのか。大人は「大丈夫?」と聞きがちですが、それに対して、子どもは「大丈夫」と答えるものです。「大丈夫じゃない」と子どもが答えるときは、本人や家族に生命の危機があるなど、かなり深刻

な状態になっている可能性があります。子どもを助ける位置にいる人が、「大丈夫」という言葉の裏側にあることに鈍感だと、彼らを助けることは難しい。大丈夫という言葉にふくまれる意味を、大人が読み取らないといけません。

今、子どもたちの周りにいる大人は、学校の先生しかほぼ接点のない状態です。普段から子どもと会話できていからこそ相談できる。そんな大人が、福祉という職種のなかでもっといいのと思っています。

**仙田** その役割を期待されているのが、各学校に配置されている、スクールソーシャルワーカー(以下、「SSW」という)です。混同されがちですが、スクールカウンセラー(以下、「SC」という)は心理の専門家として心のケアを担当するのに対し、SSWは家

## ヤングケアラーはこんな子どもたちです

家族にケアを要する人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを行っている18歳未満の子どもをいいます。



障がいや病気のある家族に代わり、買い物・料理・掃除・洗濯などの家事をしている



家族に代わり、幼い子どもへの世話をしている



障がいや病気のあるきょうだいの世話や見守りをしている



目を離せない家族の見守りや声かけなどの気づかいをしている



日本語が第一言語でない家族や障がいのある家族のために通訳をしている



家計を支えるために労働をして、障がいや病気のある家族を助けている



アルコール・薬物・ギャンブル問題を抱える家族に対応している



がん・難病・精神疾患など慢性的な病気の家族の看病をしている



障がいや病気のある家族の身の回りの世話をしている



障がいや病気のある家族の入浴やトイレの介助をしている

©一般社団法人日本ケアラー連盟 / illustration : Izumi Shiga

## 座談会の参加者

(五十音順)

### 京都府ヤングケアラー総合支援センター 青木賀代子さん



元京都府職員。在職時は生活保護、地域福祉、介護保険など、福祉全般に関わる。家庭支援総合センター所長、健康福祉部副部長。退職後、府立心身障害者福祉センター副所長。社会福祉士。

### 立命館大学衣笠総合研究機構 人間科学研究所 研究員 河西優さん



ヤングケアラー当事者。統合失調症の母親のケアを小学校高学年の頃から担う。2021年からは「子ども・若者ケアラーの声を届けようプロジェクト(YCARP)」発起人。

### 立命館大学産業社会学部教授 高藤真緒さん



専門は家族社会学。「子ども・若者ケアラーの声を届けようプロジェクト」(2021年9月～)発起人。「ケアラー支援条例をつくろう!ネットワーク京都(略称:京都ケアラーネット)」共同代表。

### 京都社会福祉士会 子ども家庭福祉委員会 委員長 仙田富久さん



元京都府職員。在職時は児童相談所の虐待対応担当。退職後は府まなび・生活アドバイザー(SSW)として、府南部の高校・支援学校20校を担当する。社会福祉士。

### NPO 法人山科醒醐 こどものひろば 理事長 村井琢哉さん



NPOの現場で子どもの育ちの環境づくりに長年取り組んでいる。京都府子どもの貧困対策検討委員。社会福祉士。

### 進行役 京都府社会福祉協議会 神戸望



庭や福祉機関等と連携しながら問題を解決していく役割です。

ただ、今感じているのは、子どもにとって一番信頼できる存在はクラス担任だという事実です。クラス担任の先生がしっかりと子どもに向き合っていることが大切です。今のSSWとしてやるべきことは、各学校の先生方にヤングケアラーの研修をしていくことです。

**青木** 仙田さんの感じておられるもどかしさに強く共感します。今年設立された京都府ヤングケアラー総合支援センターのチーフコーディネーターを務めています。このヤングケアラーの難しさは、自分のしんどさを発言できない小中高生と直接つながりにくいことにあります。本人がしんどさに気づいていないケースもあります。センターを立ち上げて4か月たった今でも、子ども自身からの「助けてほしい」の声は少ないです。

「何かあったら言ってね」と周囲の大人が言っても、子どもたちにとってその「何か」が、どういう状況なのか分からない。子どもたちから直接SOSが届かないので、支援ができないのです。

今の子どもは電話やメールをあまり使いませんね。ヤングケアラー総合支援センターのウェブサイトにメールアドレスを掲載していますが、反応がありません。LINEを使うことも検討

討していますが、やはり子どもたちにとって直接会って話ができる、身近な地元での取り組みが大事になってくると思います。

今年度も国で検討会が行われ、ヤングケアラー支援窓口の手引きが作成されます。各市町村に窓口ができれば、ヤングケアラー総合支援センターでやっていることを伝えて、子どもたちの身近な存在になってあげてほしいと伝えていきたいです。



### 当事者は自らのしんどさに気づいていないことを周囲が自覚することが大切

**斎藤** 先ほどからヤングケアラー自身が相談しないと指摘がありました。その背景にはいくつか要因があります。

第一に、自分がかわいそうな存在と思われたくないことが挙げられます。ある学生はSCやSSWの存在は知っているけれど、そういうものを使う人と友達に思われたくない。学校では家での自分とは違う自分でいたいと話していました。子どもたちにとって別の顔をもてる「家の外」で、助けの手を握りづらいという心理もある。どんな環境なら子どもたちがその手を握れるのかを、大人たちが真剣に考える必要があります。

第二に、窓口が子どもが相談しにくい。子ども目線になっていないことがら振る舞い、帰宅してからはケアラーとして日々を送ります。自分自身の将来や感情は後回しにしている状況であり、その闇雲なしんどさを他者にわかる形で共有できる子どもは稀です。たとえば先生が学校の宿題や面談などで、子どもが自分を振り返る機会をつくっても、それはあくまでも「学校の宿題」であって、本人が本当に自分を振り返れているとは限らないのです。そういった宿題や面談などで子どもの状況を把握できたという錯覚に大人は陥りやすいのです。



### 学校現場との連携、関係づくりについて

**仙田** 学校現場で、子どもたちとの関わりが最も深いのはクラス担任です。子どもたちからしても、学校にSCやSSWがいることは知っていますが、まずは先生に相談したいのです。だから、まずは先生が子どもを抱える問題を見つけないければ、話が進みません。学校がこれからどう働いていくかが問われている段階ですが、そこで指摘したいのが、今ヤングケアラーには法律がないことです。虐待やいじめには法律がありますよね？ 法律がないと現場はなかなか動かない、縦割りの隙間ができがちです。

**青木** 法律がないから動けないとは

あります。LINEに子どもたちは言葉をとめられないという指摘がありました。大人にとってわかりやすく言語化することは、どんな子どもにとっても高すぎるハードルです。子どもとはLINEのスタンプリットつから関係性を作ることから始めないと、その先に相談につながりません。

第三に、家族のことを他の人に言いづらいヤングケアラーの心理を、きちんと大人が汲めていないことがあります。今年六月に愛知県で十代から精神疾患の母親を介護していた二十八歳になり殺害してしまったヤングケアラー



思っではいませんが、動きを遠慮してしまうところはありません。今、私自身も何を根拠にいろいろな情報を各機関に聞きに行っているのか、悩ましく感じる時があります。

**仙田** 根拠といえば、学校の先生の役割には大きく教科指導と生徒指導の二つがあります。そのうち生徒指導は、文部科学省が出している生徒指導提要に基づいて行われますが、現在、改訂が進んでいて、今年の八月に最終案が発表されました。そこで初めてヤングケアラーについて触れられているのが大きな変化です。ただ、現実にはまだ個々の教員に努力を求めている状況で、教育体制として確立できていないのが現状ですね。

**河西** 先生からの働きかけは、子どもにとつてありがたいです。私自身を振り返ると、中学生のとき、自分から担任の先生に家庭の事情を相談することはできませんでしたが、祖母が学校に説明してくれました。ある日の放課後、担任の先生に呼び出されて、個室で話をした日のことを鮮明に覚えています。初めて家族以外の大人に事情を話しました。あのとき先生に呼び出されていなかったら、誰にも言わないままだったと思います。先生に話して具体的に何かが変わったわけではないけれど、そこで感情を出せたことは、私にとって大きな経験でした。

そのあと三者面談のときに、先生が

だった男性の裁判員裁判の判決があり、懲役六年の実刑判決という重いものでした。学校には行けていた、医師や行政など、他者の助けを借りて現状を改善する努力がなかったという点から、加害者に非があるとされました。ヤングケアラーにとつて、「助けて」と発信することはハードルが高いにも関わらず、学校に行けていたから問題がないという裁判員による見立てがされてしまうことから、まだまだ一般の理解が足りていないと感じました。研究者としていろんなケースを目にしますが、私自身も家族というもの

**河西** LINEの相談について補足させてください。全てをLINEで済ませるのは難しいにせよ、入り口にLINEがあることはいいと思います。「しんどい」という4文字だけでもあれば、そこにしんどさがあることは伝わります。子どもがいきなり言葉にするのは難しいものです。私自身もカウンセリングに六年通って、ようやく感情だけではなく背景と結びつけて話ができるようになってきました。子ども自身が相談できるようにするまで相当時間を要すると思いますが、つながる入り口としてLINEは有効ではないでしょうか。

母に「娘さんも自分で判断できる年齢になってるので、お友達との交流をもたせてあげてください」と話してくれてうれしかった。子どもにとつて、先生が味方として動いてくれることは大事です。

**仙田** 「学校の授業でヤングケアラーについて教えてもらった。ひよっとしたら自分について言われているのではないか」と思い、相談した」という生徒もいました。繰り返しになりますが、学校教育の果たす役割は大きいと感じています。

**河西** ヤングケアラーについて授業に取り入れるなら、言葉をなぞるだけの浅い話にするのではなく、しっかりと先生には当事者の思いを理解してから進めてほしいと思います。指導をまらげると、当事者でない子どもが、ヤングケアラーに対してかわいそうな人で、自分たちが助けてあげなければならぬ存在といった上から目線を持つてしまう恐れがある。当事者にとつて、学校はケアラーではなく、自分から分らしくいられる唯一の場所だったのに、居心地が悪くなる可能性があります。

**斎藤** ヤングケアラーについて、学校で教えることは大切です。ただ、道徳教育のなかで家族愛が項目にあるように、家族は助け合わなければならぬと強く教えてしまうことで、しんどくなる子どもたちもいる。そういう意味



ヤングケアラーの子どもたちは、学校ではケアラーであることを隠しながら

わからない  
受け入れたい

### 受入れにあたっての課題・不安 (アンケート結果より)

- ・日本語でのコミュニケーションや読み書きはできるの？
- ・夜勤や緊急時の対応はできるの？
- ・異なる文化や生活習慣の違いへの対応方法が分からない
- ・日本語や介護技術等のスキルアップのための研修費用が心配

センターが実施した「外国人介護人材支援に係る法人アンケート」(調査時点:令和4年5月31日、調査対象700法人、回答率43.9%)では、府内の外国人介護職員の受入人数は501人と対前年比で17.6ポイント(75人)増加という結果でした。受入事由別では特定技能「介護」が急増しています。また、今後の受け入れについては、「受け入れたい」と回答した法人が増加しており、中でも受入法人(手続きの途中を含む)のうち、「今後も受け入れたい」と回答した法人の割合は83.1%と対前年比で17.1ポイント増加しました。

令和2年6月にセンターが開設して以降、センターに寄せられる相談件数や研修・セミナーの参加申込者数は年々増加しており、外国人介護職員の介護・福祉職場での活躍がますます期待されています。センターでは、外国人介護職員と事業所の双方を支援するとともに、「誰もが働きやすい職場づくり」や「安心して生活できる地域づくり」を大切にしながら支援していきます。

### センター事業について

#### 外国人介護人材の受入れに係る セミナー(無料)

受入制度についての説明や受入事例を紹介するセミナーを開催することにより、外国人介護職員の円滑な受入れや定着を支援しています。



#### 外国人介護職員向け介護技術・日本語 能力向上研修・フォローアップ研修(無料)

外国人介護職員に業務に必要な介護技術や日本語について学んでいただく研修です。また、事業所指導職員の方にも一緒に参加していただくことで外国人介護職員にとって働きやすい職場づくりを支援しています。



(アンケートの声(R4年度))  
・「もっと日本語を勉強したい」という気持ちになった。  
・グループワークが楽しかった。

#### 外国人介護人材支援 連絡会議

定期的に連絡会議を開催し、京都府内の関係機関・団体と連携・情報交換を行うことで、センターの事業の一層の充実を図っています。

#### 情報収集及び 情報発信

HPや情報誌で受入事例の紹介や日本語教室等の外国人介護職員の受入れに役立つ情報を発信しています。

#### 外国人向け介護に 係る入門講座(無料)

介護・福祉の仕事が未経験の外国人に介護に係る基本的な知識・技術を学んでいただく研修です。また、仕事についての相談会を実施し、見学・体験先の紹介や就職についての支援も実施しています。



#### セミナー&交流会(無料)

外国人介護職員や介護職を目指す外国人にとって、介護現場で働く上で必要な知識を学んでいただくとともに、外国人同士が交流を図ることにより、日本で安心して生活できるよう支援することを目的として実施します。



今年度の予定  
1/11(水) 会場参加とオンライン参加のハイブリッドで開催(会場:ハートピア京都)※詳細はHPでご確認ください。

#### 相談窓口の設置

来所、電話、メール、オンライン等で相談をお受けするほか、施設見学の同行等、ご希望に合わせて支援を実施しています。ぜひお気軽に御相談ください。

TEL 075-252-6295  
E-mail kfcsc@kyoshakyo.or.jp  
HP http://fukujob.kyoshakyo.or.jp/kpfcsc/



## 誰もが働きやすい職場づくりのために

京都府外国人介護人材支援センター(以下、「センター」という)では、外国人介護職員の確保・定着・育成のために相談窓口の設置や研修・セミナーの実施等、様々な支援を実施しています。

では、自分の置かれた状況を俯瞰して捉える力につながるような教え方が重要です。

ヤングケアラーの話に限らず、教育虐待(親が子にいきすぎた教育やしつけを行うこと)や面前DV(子どもの見ている前で夫婦間で暴力を振るうこと)も心理虐待の一種であると学校で教えられて気づく子どももいます。そういった言葉を知ることによって、別の角度から自分の家庭環境を捉え直すことは、子どもたちの生きる力を育むことにつながります。

**青木** 子どもにも先生にも、正確に伝えることは大事ですね。子どもたちにヤングケアラーについて知ってほしいという思いから、京都府では児童生徒向けのチラシを作成し、教育委員会と調整し、京都府内の小学校高学年の児童と全中・高校生に配布しました。児童館等にも配布し、「きょうと府民だより」8月号でヤングケアラーの特集を組んでもらいました。

学校は子どもの生活に密接に関わる場所なので、何か学校で気付いたらすぐに福祉につないでいただくようお願いしています。教育と福祉は子どものためにと目指すところは同じなのですが、わかりあうには時間が必要です。「できること・できないこと」を共通認識して、お互いが敬意をもって協働していく必要性を感じています。

**ヤングケアラーを含めた総合的な施策が重要**

**村井** 大人の支援でテーマとなっている「8050問題(長年引きこもる子どもと、それを支える親の高齢化に関する社会問題)」とヤングケアラー問題は切り離されているわけではありませんが、ヤングケアラーの家族が孤立し続けたその延長線上に8050問題があり得るのです。早い段階からアプローチできていけば子どもが五十代、親が八十代になるまでに解決できるはずなのに、現状の施策は今起こっている問題への対策になっていて、予防という観点が少ない。今後、8050問題の予防として、ヤングケアラーを含めた施策をつなげていく必要があると思います。

ヤングケアラーは18歳になると支援の対象から外れます。その後も支援が必要な人は受け続けられるように、支援する側がきちんと橋渡しや情報の整理をする必要があります。

**斎藤** ケアラーの問題は、どの家庭でも起こり得ます。誰もが人生の中でケアラーになり、ケアされる存在になる可能性があります。



ケアは人間が生きていく上で必要不可欠

### 京都府ヤングケアラー 総合支援センターが設立されました!



ヤングケアラーを支援する拠点として、京都府ヤングケアラー総合支援センターが京都テルサ(京都市南区)内に開設されました。

センターでは相談員が常駐するほか電話やメールでの相談も受け付けています。またヤングケアラー支援についての認知度向上のため啓発活動やセミナーの開催、関係団体とのネットワーク会議などを行っています。

場所: 京都テルサ内東館2階(京都市南区東九条下殿田町70)  
相談受付: 月曜日から土曜日、午前10時から午後6時まで(日曜日、祝日及び年末年始を除く)  
専用電話: 075-662-2840  
メール: ycarer@pref.kyoto.lg.jp

※18歳以上の方、元ヤングケアラーの方、家族の方、その周辺の方も相談できます。

今、ヤングケアラーにおいては、親が養育責任を果たすべきという狭い理解があります。支援者が持っている家族観が問われているので、そのパージョリアップという挑戦が必要です。介護保険制度や障害者サービスといった制度自体が旧来型の家族の捉え方に基づいているところがあります。現状に即して、ヤングケアラー本人の支援をどう豊かにしていくのが課題です。

それにあたり京都府や関係団体に期待するのは、「家族をまるごと支援する」独自モデルの創出です。こういった場を通じて、行政や学校、専門職の方々と膝を突き合わせることに意義があるでしょう。

ケアは負担を減らすことばかりが話されがちですが、私自身は本当にケアは負担だけなのかを考え続けています。命の営みとして、ケアは人間が生きていく上で必要不可欠であり、社会において大切な活動です。でも専門職の社会的・経済的評価においては価値が低いところがある。ケアを社会自体のなかで大切な活動として評価していく、そんな市民文化をつくる役割を府社協には期待しています。



いろいろな知識を  
身につけて、子どもの  
成長を支えていきたい

京都府社会福祉事業団  
こども発達支援センター 保育士 ● 高井 陽南さん

◆この職場を選んだ決め手は？

理学療法士や作業療法士、言語聴覚士などさまざまな専門職の方がいて、一緒に仕事をしたいと思いました。

◆職場のいいところ

専門職がいるので、相談しながら療育を進めることができます。それに子どもと関わるから、職員みんなが元気です！

◆休日の過ごし方

ネットフリックスで映画を見てリフレッシュしています。

【施設名】(福) 京都府社会福祉事業団  
京都府立こども発達支援センター  
【場所】京都府京田辺市田辺茂ヶ谷 186-1  
【URL】http://www.ksj.or.jp/  
【TEL】0774-64-6141 【FAX】0774-64-6151

幼い頃から保育園の先生になりたかったという高井陽南さん。大学の社会福祉学部で保育を学び、保育園での実習を終え、気持ちに変化が生まれました。「実習先では子どもの人数が多く、一人一人と深く関われませんでした。一人一人に寄り添っていきたくらいという思いが強くなり、今の職場に入職しました」こども発達支援センターに配属され5年目を迎えた今、年齢や障害の状態に応じた療育を少人数で行い、子どもの健やかな成長をサポートしています。療育をする中で、高井さんが大切にしていくことは、その場の雰囲気づくりだと言います。

「自分が楽しんで取り組むことで、子どもたちにも興味を持つてもらえると思っています。保護者の方にも、少しでもリラックスしてもらえたらと……」発達が続くにつれて子どもたちが、一歩歩くことができた、一言発することができたりすると感動すると高井さんは話します。また子どもたちができたことを、保護者の方と共有できるのもやりがいを感じています。「子どもと関わるのはもちろんですが、保護者の方との関わりも深いです。いろいろな知識を身につけて、保護者の方と一緒に子どもの成長の喜びを共有していきたいですね」

Report

第71回

京都府社会福祉大会を開催

令和4年9月9日(金)、京都府長岡記念文化会館にて、第71回京都府社会福祉大会(京都府・京都府社会福祉協議会・京都府共同募金会・京都ボランティア協会共催)を開催しました。コロナ禍により、縮小した大会となりましたが、3年ぶりの開催となり、京都府内全域から200名近くの受賞者に参加いただきました。式典では、長年にわたり社会福祉事業に貢献された民生委員・児童委員、社会福祉施設、団体、協会の役員の方々やボランティアとして活躍された方、また、多額のご寄付やご協力をいただいた方々が表彰状・感謝状をお受けになりました。知事表彰では258の個人・団体、府社協会長表彰・感謝は498の個人・団体、府共募表彰・感謝は227の個人・団



西脇京都府知事による主催者挨拶



京都ボランティア協会竹下理事長による大会決議

体へ表彰状、感謝状が贈呈されました。式典の最後には、長期化するコロナ禍で、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、福祉制度の充実とともに地域住民、福祉関係者が主体的に参画し、支え合いのネットワークづくりに取り組むことを広く府民にアピールする旨の大会決議文が採択されました。



本会小畑会長より、社会福祉功労者へ表彰状・感謝状を贈呈

京都府社会福祉協議会からのお知らせ

ご寄附・ご寄贈ありがとうございました。  
ご芳志の趣旨に沿い活用させていただきます。

寄贈

昨年度に引き続き、『京セラ株式会社』様より、会社創立60周年記念事業の一環として、本会へ車いすをご寄贈いただきました。ご芳志の趣旨に沿い、本会会員団体に希望を募ったところ、67施設・団体から応募があり、厳正な抽選の結果、京都府内社会福祉施設や当事者団体、市町村社会福祉協議会へ配布し、活用させていただくことになりました。車いすは、松永製作所様(東京パラリンピックオフィシャルサプライヤー)が製作され、操縦しやすく好評とのことでした。

令和4年10月21日 『京セラ株式会社』様 車いす 10台

寄附

令和4年10月6日『医療法人徳洲会 介護老人保健施設 宇治徳洲苑』様 10,000円  
令和4年10月17日『中央法規出版株式会社 大阪営業所』様 10,000円  
令和4年10月17日『匿名』様 5,000円

高齢期を迎える障害者の高齢化についての研修

実践報告を通して障害・高齢分野をこえて支援者同士の相互理解を深めます。

日程 2月2日(木) 会場 ZOOM オンライン  
講師 いづみ福祉会 須河 浩一氏、  
ソーシャル・サポートきづがわ 平島 淳司氏  
受講料 会員:3,000円、非会員:6,000円

わたしと社会福祉

新人職員の1年を振り返り、次年度も前向きに仕事をできるように考えてみます。

日程 2月21日(火) 会場 ZOOM オンライン  
講師 同志社大学 空閑 浩人氏  
受講料 会員:3,000円、非会員:6,000円

※記載の情報は変更になる場合がありますので、正確な情報は各研修の開催要綱で確認いただくようお願いいたします。●その他、随時研修を企画、実施しております。詳しくは、下記までお問い合わせください。

問合せ先  
京都府社会福祉協議会 京都府福祉人材・研修センター(研修課)  
TEL 075-252-6296 FAX 075-252-6312

●本会へのご意見等は、下記URLの「お問合せフォーム」を通じてお寄せください。  
http://www.kyoshakyo.or.jp

本紙は、共同募金の配分金によってつくられています。  
京都府社協 検索

会員・非会員(京都府社会福祉協議会の会員加入等)については  
本会総務課(075)252-6291 までお問い合わせください。



令和4年度

新型コロナウイルスを含む特定感染症に対し、  
新たなオプションが追加されました



ホームページでも内容を紹介しています  
<https://www.fukushihoken.co.jp>



社会福祉施設総合損害補償

# しせつの損害補償

◆加入対象は、社協の会員である社会福祉法人等が運営する社会福祉施設です。

## プラン1 施設業務の補償

(賠償責任保険、医師賠償責任保険、看護職賠償責任保険、サイバー保険、  
動産総合保険、費用・利益保険)

### 1 基本補償(賠償・見舞費用)

保険期間1年

▶ 保険金額		基本補償(A型)	見舞費用付補償(B型)
賠償事故に対応	身体賠償(1名・1事故)	2億円・10億円	2億円・10億円
	財物賠償(1事故)	2,000万円	2,000万円
	受託・管理財物賠償(期間中)	200万円	200万円
	うち現金支払限度額(期間中)	20万円	20万円
	人格権侵害(期間中)	1,000万円	1,000万円
	身体・財物の損壊を伴わない経済的損失(期間中)	1,000万円	1,000万円
	徘徊時賠償(期間中)	2,000万円	2,000万円
お見舞い等の各種費用	事故対応特別費用(期間中)	500万円	500万円
	被害者対応費用(1名につき)	1事故10万円限度	1事故10万円限度
	傷害見舞費用		死亡時 100万円 入院時 1.5~7万円 通院時 1~3.5万円

- オプション1 ● 訪問・相談等サービス補償
- オプション2 ● 施設の医療事故補償  
・ 医務室の医療事故補償  
・ 看護職の賠償責任補償
- オプション3 ● 施設の借用不動産賠償事故補償
- オプション4 ● クレーム対応サポート補償

NEW

### ● オプション5 ● 施設の感染症対応費用補償

休業補償から各種対応費用までワイドな安心

- ① 休業や縮小営業による収益減少はもちろん、収益減少を防止・軽減するための人件費なども補償
- ② 消毒・清掃費用や自主的なPCR検査費用など、かかった費用を幅広く補償
- ③ 感染症対応特別費用で定額20万円を早期に受取り

### 2 個人情報漏えい対応補償

### 3 施設の什器・備品損害補償

## プラン2 施設利用者の補償

(普通傷害保険)

- 1 入所型施設利用者の傷害事故補償
- 2 通所型施設利用者の傷害事故補償
- 3 施設送迎車搭乗中の傷害事故補償



## プラン3 職員等の補償

(労働災害総合保険、普通傷害保険、約定履行費用保険、雇用慣行賠償責任保険)

- 1 職員の労災上乗せ補償  
● オプション：使用者賠償責任補償
- 2 役職員の傷害事故補償
- 3 役職員の感染症罹患事故補償
- 4 雇用慣行賠償補償



## プラン4 法人役員等の補償

(役員賠償責任保険)

社会福祉法人役員等の賠償責任補償

● このご案内は概要を説明したものです。詳細は「しせつの損害補償」手引またはホームページをご参照ください。●

団体契約者

社会福祉法人 全国社会福祉協議会

〈引受幹事〉 損害保険ジャパン株式会社 医療・福祉開発部 第二課  
〈保険会社〉  
TEL：03(3349)5137

受付時間：平日の9:00~17:00(土日・祝日、年末年始を除きます。)

取扱代理店

株式会社 福祉保険サービス

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3丁目3番2号 新霞が関ビル17F  
TEL：03(3581)4667

受付時間：平日の9:30~17:30(土日・祝日、年末年始を除きます。)